

道路法（抜粋）

（昭和27年6月10日法律 第180号）

（道路の占用の許可）

第32条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物

水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件

鉄道、軌道その他これらに類する施設

歩廊、雪よけその他これらに類する施設

地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設

露店、商品置場その他これらに類する施設

前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

2 前項の許可を受けようとする者は、下の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

道路の占用（道路に前項各号の1に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的

道路の占用の期間

道路の占用の場所

工作物、物件又は施設の構造

工事实施の方法

工事の時期

道路の復旧方法

3 第1項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第1項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものである場合においては、第2項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行なうことができる。この場合において、当該警察署長は、すみやかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第1項又は第3項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第77条第1項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

（道路の占用の許可基準）

第33条 道路管理者は、道路の占用が前条第1項各号の1に該当するものであって道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないものであり、且つ、同条第2項第2号から第7号までに掲げる事項について政令で定める基準適合する場合に限り、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第5号から第7号までに掲げる工作物、物件又は施設のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路の連結路附属地（これらの道路のうち、これらの道路と当該道路以外の交通の用に供する通路その他の施設とを連結する部分で国土交通省令で定める交通の用に供するものに附属する道路の区域内の土地をいう。以下この項において同じ。）に設けられるこれらの道路の通行者の利便の増進に資する施設で、当該連結路附属地をその合理的な利用の観点から継続して使用するにふさわしいと認められ、かつ、前項の規定に基づく政令で定める基準に適合するものための道路の占用については、同条第1項又は第3項の許可を与えることができる。

（工事の調整のための条件）

第34条 道路管理者は、第32条第1項〔道路占用の許可〕又は第3項〔申請書記載事項変更の許可〕の規定による許可を与えようとする場合において、道路を不経済に損傷し、又は道路の交通に著しい支障を及ぼさないために必要があると認めるときは、当該申請に係る道路の占用に関する工事と他の申請に係る道路の占用に関する工事若しくは他の道路占用者の道路の占用又は道路に関する工事とを相互に調整するために当該許可に対して必要な条件を附することができる。この場合において、道路管理者は、あらかじめ当該申請に係る道路の占用に関する工事を行おうとする者又は他の道路占用者の意見を聞かなければならない。

（水道、電気、ガス事業等のための道路の占用の特例）

第36条 水道法（昭和32年法律第177号）、工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）、下水道法（昭和33年法律第79号）、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）若しくは全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）、ガス事業法（昭和29年法律第51号）、電気事業法（昭和39年法律第170号）又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の規定に基づき、水管（水道事業、水道用水供給事業又は工業用水道事業の用に供するものに限る。）、下水道管、公衆の用に供する鉄道、ガス管（ガス事業法第2条第6項に規定する大口ガス事業の用に供するものを除く。）又は電柱、電線若しくは公衆電話所（これらのうち、電気事業法に基づくものあっては同法第2条第1項第10号に規定する電気事業者（同項第8号に規程する特定規模電気事業者を除く。）がその事業の用に供するものに、電気通信事業法に基づくものあっては同法第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者がその事業の用に供するものに限る。）を道路に設けようとする者は、第32条

第1項〔道路占用の許可〕又は第3項〔申請書記載事項変更の許可〕の規定による許可を受けようとする場合においては、これらの工事を実施しようとする日の1月前までに、あらかじめ当該工事の計画書を道路管理者に提出しておかなければならない。ただし、災害による復旧工事その他緊急を要する工事又は政令で定める軽易な工事を行う必要が生じた場合においては、この限りでない。

2 道路管理者は、前項の計画書に基づく工事（前項ただし書の規定による工事を含む。）のための道路の占用の許可の申請があつた場合において、当該申請に係る道路の占有が第33条第1項〔道路の占用の許可基準〕の規定に基づく政令で定める基準に適合するときは、第32条第1項又は第3項の規定による許可を与えなければならない。

（道路の占用の禁止又は制限区域等）

第37条 道路管理者は、交通が著しくふくそうする道路又は幅員が著しく狭い道路について車輛の能率的な運行を図るために特に必要があると認める場合においては、第33条〔道路の占用の許可基準〕、第35条〔国等の行なう道路の占用の特例〕及び前条第2項の規定にかかわらず、区域を指定して道路の占有を禁止し、又は制限することができる。

2 道路管理者は、前項の規定により道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に、当該道路の占有を禁止し、又は制限しようとする理由及び区域について協議しなければならない。当該道路の占有の禁止又は制限の区域の指定を解除しようとする場合においても、同様とする。

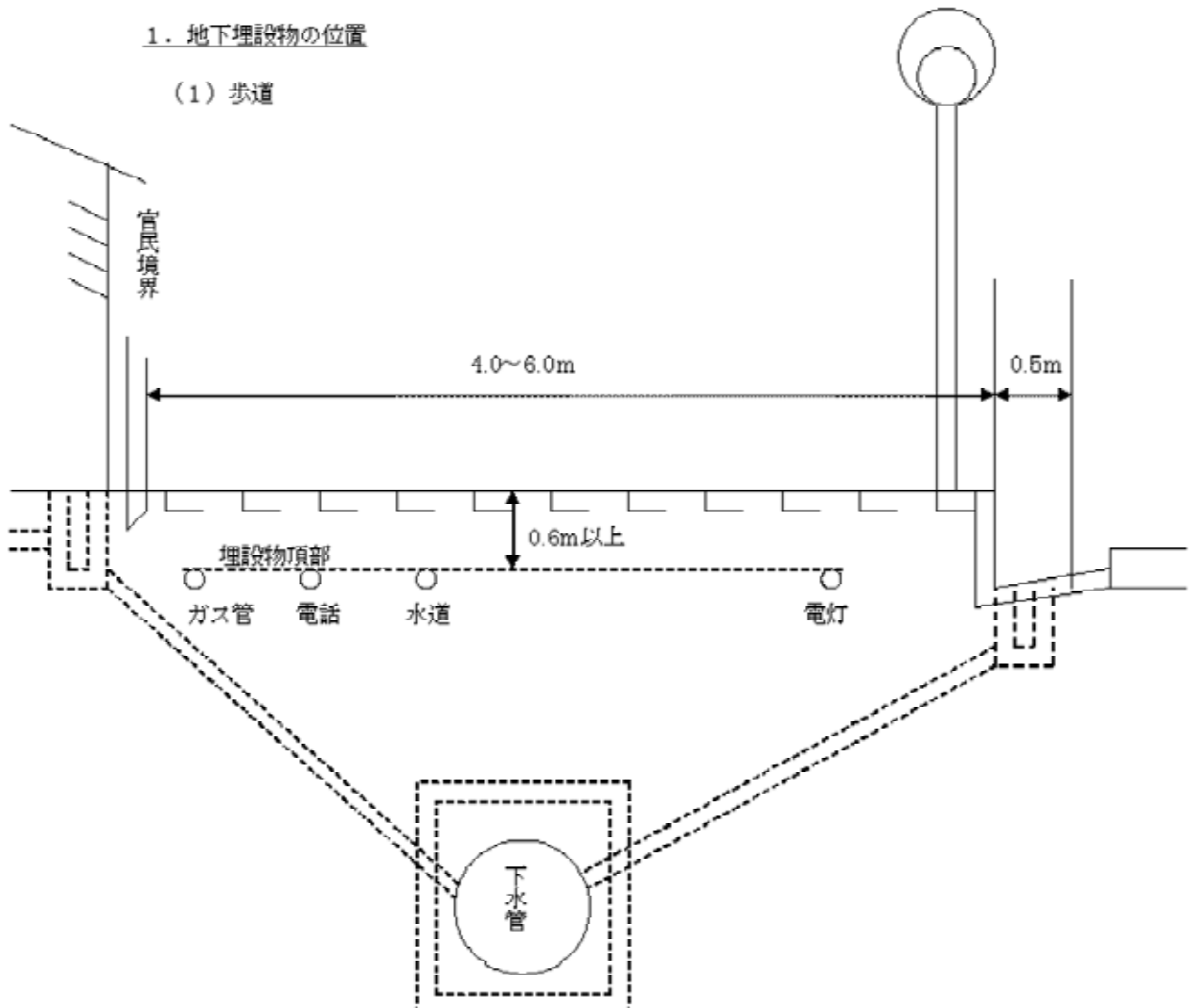
3 道路管理者は、前2項の規定に基づいて道路の占有を禁止し、又は制限する区域を指定しようとする場合においては、あらかじめその旨を公示しなければならない。

（許可等の条件）

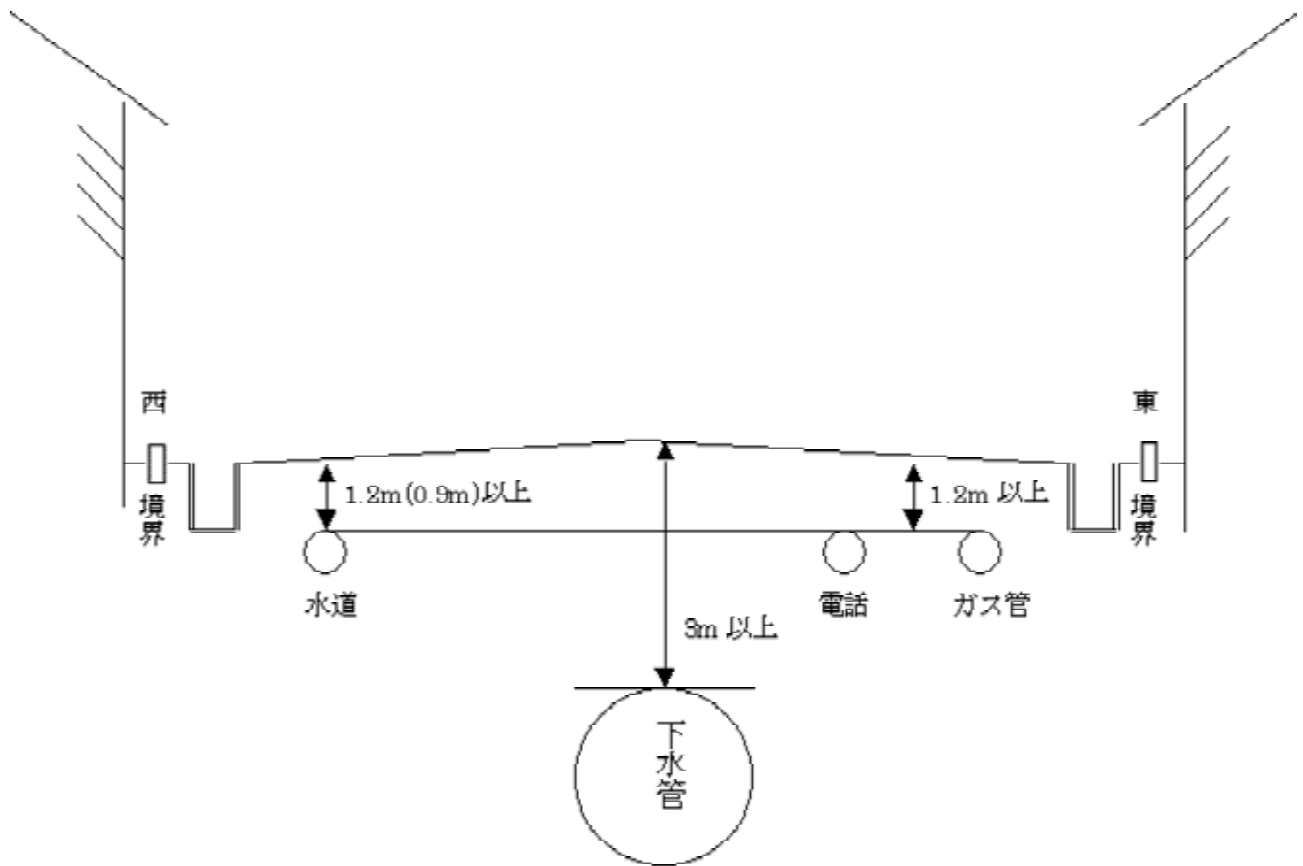
第87条 国土交通大臣及び道路管理者は、この法律の規定によつてする許可、認可又は承認には、第34条〔工事の調整のための条件〕又は第47条の2第1項〔車輛の通行の許可〕の規定による場合のほか、道路の構造を保全し、交通の危険を防止し、その他円滑な交通を確保するために必要な条件を附することができる。

2 前項の規定による条件は、当該許可、認可又は承認を受けた者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

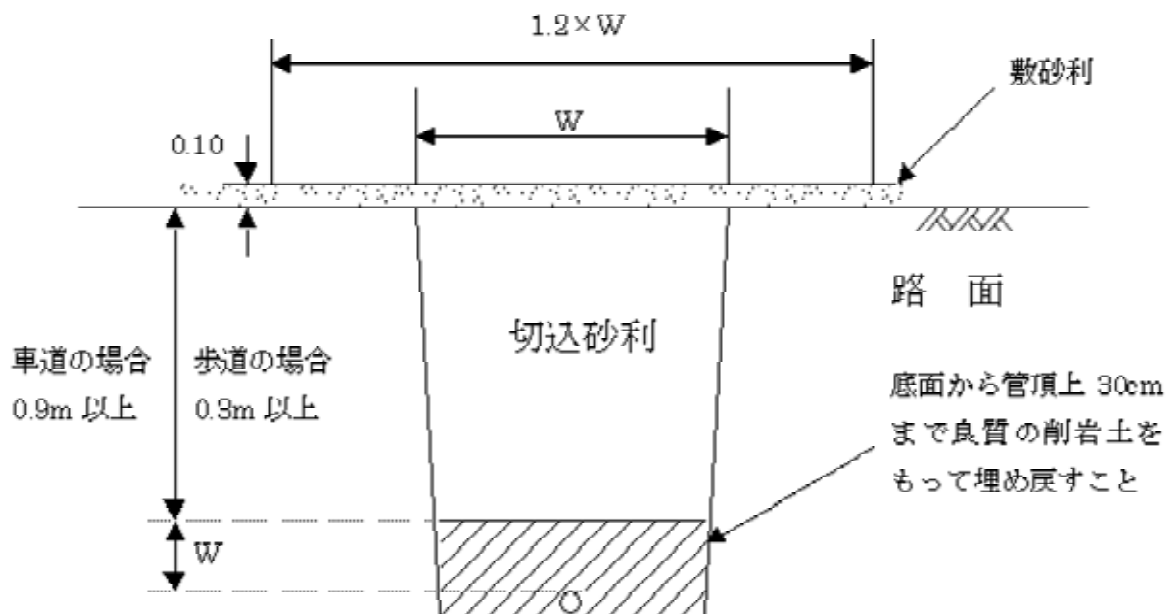
道路占有に伴う埋設標準図



(2) 車 道

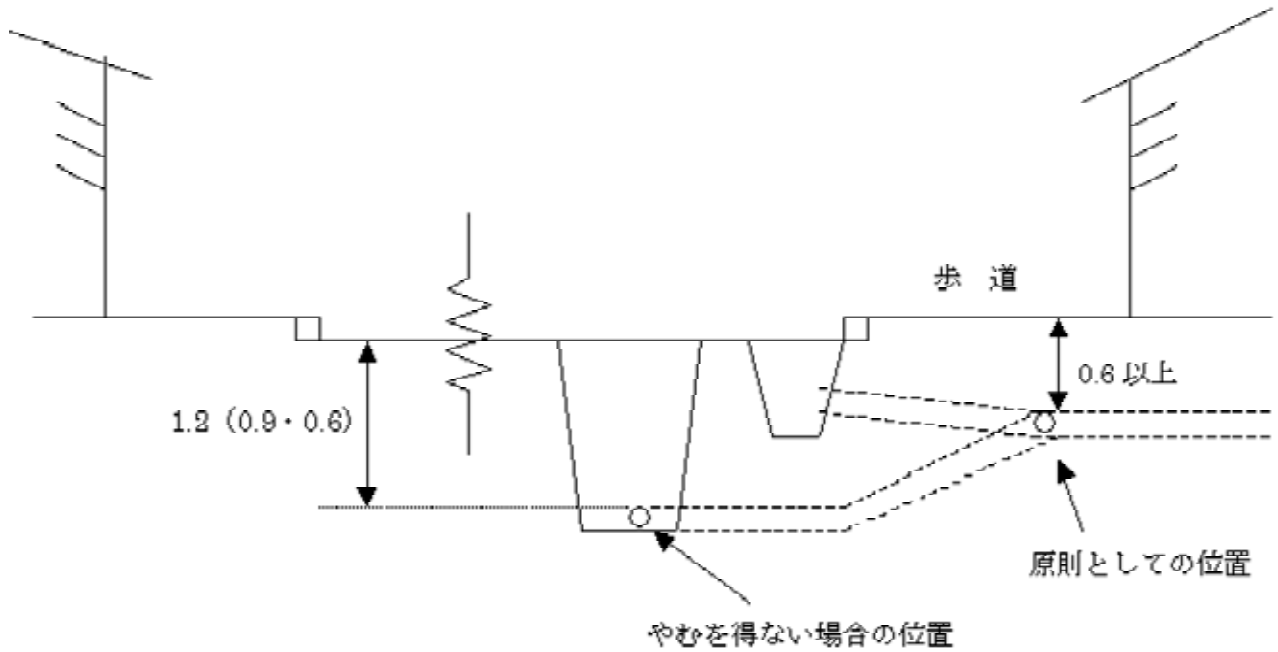


2. (掘削箇所の埋め戻し例)



3. 水道管、ガス管

(1) 歩車道の区別のある場合

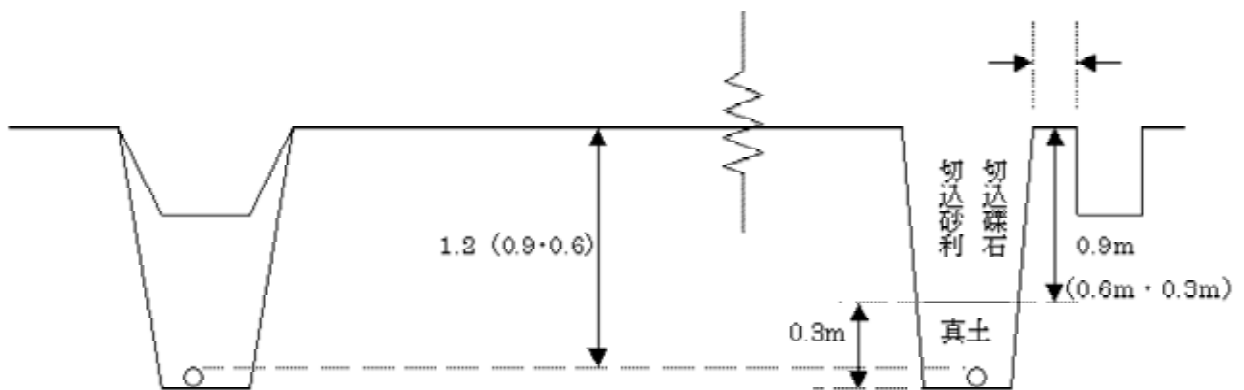


(2) 歩車道の区別のない場合

幅員狭小の箇所

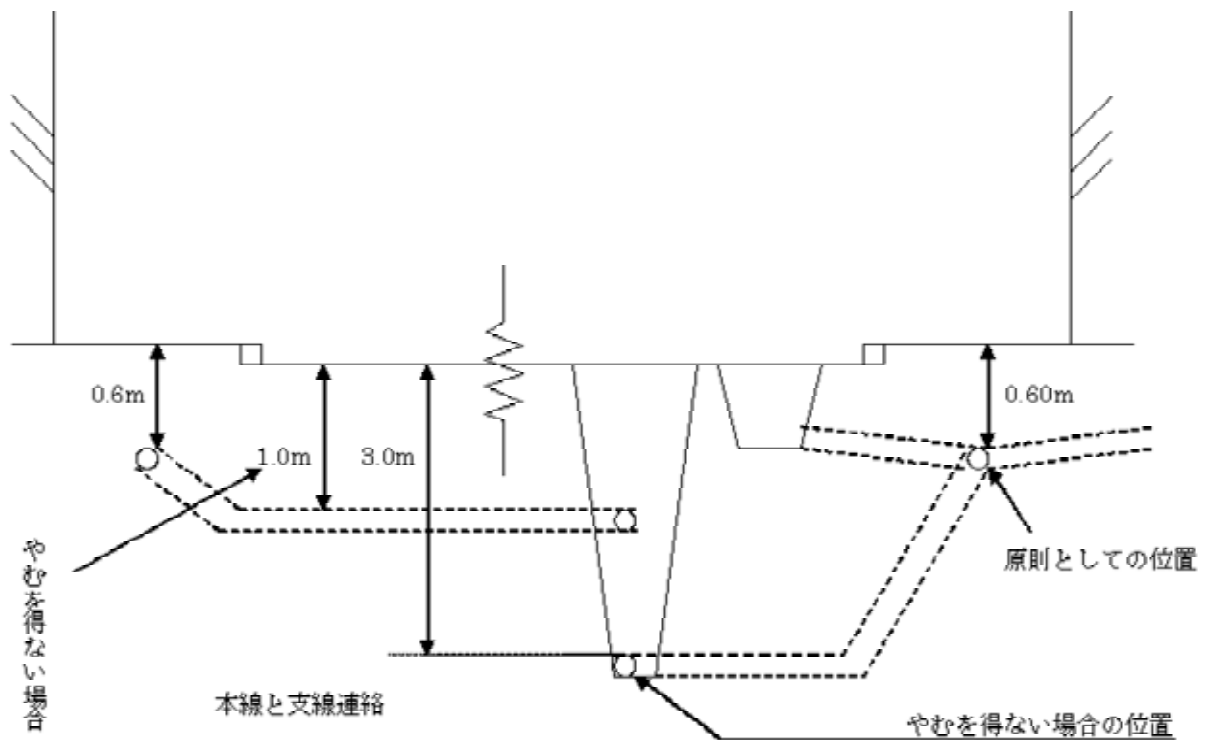
交通止めとなる箇所は他線
に変更するか、やむを得ない
場合は下図のとおり

道路幅員に余裕がある箇所



復旧は法勾配に応じ
空石積とする (安定勾配)
張 芝

4. 下水道管 Fig参照
Fig 15 歩車道の区別のある場合



下水道管頂部と路面の距離 3.0m

実施上やむを得ない場合 1.0m

各家庭から直接本線に流入せず一旦支線に流入させ、その後連絡管を通して本線に入れ、連絡管は支線について約1.5m毎に設けるよう計られた。